二三　電気用品安全法第三十四条の届出に基づき住所変更を行った件　一一六
二四　熱量及び燃焼性の測定を要しない水素ガスの要件等を定める告示　一一53八
二五　液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件　一九五
二六　エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示　一九61三六
二七　令和五年経済産業省告示第二十四号の全部を改正する告示　二一63一三五
二八　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された日本国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件　二二66八六
二九　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカタール国の記章を指定した件　二二66八六
三〇　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサウジアラビア王国の記章を指定した件　二二66八六
三一　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセーシェル共和国の紋章を指定した件　二二66八六
三二　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を指定した件　二二66八七
三三　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州漁業管理機関の標章を指定した件　二二66八七
三四　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州食品安全機関の標章を指定した件　二二66八八
三五　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州投資銀行の標章を指定した件　二二66八八
三六　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州証券市場監督機構の標章を指定した件　二二66八九
三七　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際移動通信衛星機構の標章を指定した件　二二66八九
三八　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたインタースプートニク国際宇宙通信機構の標章を指定した件　二二66八九
三九　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された単一破綻処理委員会の標章を指定した件　二二66九〇
四〇　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された統一特許裁判所の標章を指定した件　二二66九一
四一　事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示の一部を改正する告示　二八77七八
四二　発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件　二九八
四三　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則第三十一条に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則第三十一条第五項第二号に規定する電子証明書を廃止する件　二九八
四四　小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和六年度に係る支給率を定める件　二九八
四五　経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件　二九79六四
四六　火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準の一部を改正する告示　二九79六七三
四七　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件の一部を改正する告示　二九79六七三
四八　エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示　二九79六七五
四九　廃炉の実施に必要な費用の適正性に関する基準　二九79六九五
五〇　使用済燃料再処理・廃炉推進機構が保有することができる有価証券及び預金することができる金融機関を指定した件　二九79六九六
五一　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者を定める件　二九80一五八
五二　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示　二九80一五八
五三　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件　二九80一五九